

## コミュニケーション No. 5

発行日時：2019年1月29日 00:00	文章番号：4-05
宛先：全参加者	ページ数：2
発行者：技術委員長	添付資料：無

発行内容：タイヤマーキングと再出走（リスタート）及び補助灯火について

### 1. タイヤマーキングについて

1-1 次にあげる各 TC 通過直後、使用本数確認の為のタイヤマーキングを行なう。

1. TC0(LEG1 スタート)
2. TC5D(サービス B・OUT)
3. TC8C(リグループ・OUT)
4. TC12D(サービス E・OUT)
5. TC15C(リグループ・OUT)

※JSR 車両についてはパドックにて事前マーキングを行い、上記地点では確認のみとする。

1-2 全日本ラリー選手権、東日本ラリー選手権 参加者はサイドウォールにカーナンバーの書き込みが無い未使用のタイヤ（スペアタイヤを含む）については、他の未使用タイヤに変更する場合の申告を不要とする。

1-3次にあげる各TC通過前にタイヤマーキングのチェックを行う。この際、判読が困難になったものについては再マーキングを行う。

1. TC5A(サービス A・IN)
2. TC8A(サービス C・IN)
3. TC12A(サービス D・IN)
4. TC15A(サービス F・IN)
5. TC18A(アSEMBルゾーン・IN)

1-4破損等によりホイールを交換する場合、作業実施前に技術委員長まで申告し、破損状態を提示後に承認を得ること。

### 2. 再出走(リスタート)申請車両の再車両検査について

2-1再出走申請を受理された参加車両の再検査時間について、LEG2リスタート車については2日(土)の9時30分より自車スタート時刻の30分前までとし、LEG3リスタート車については2日(土)の19時より20時30分までの間、又は3日(日)の6時30分より自車スタート時刻の30分前までとする。

2-2リスタート車両の再検査場所はLEG2、LEG3共に申請車両各車のパドックとする。その際、整備担当者以外の人員を排除する場合がある。

### 3. 前部霧灯及び補助前照灯(補助灯火)の扱いと検査について (除くJSR参加者)

3-1 補助灯火を使用する場合、その取り付け確認と点灯検査は次の各地点で行う。

- 1) 公式車両検査の重量計測後に取り付け、同検査場内で行う。この場合公式車検場に補助灯火を持ち込むこと。
- 2) LEG1のTCO前、スタート待機レーンにて行う。
- 3) SS11終了後、孺恋会館のライトフィッティングゾーン(LFZ)にて行う。この場合LFZへのサービス担当者の入場が許され、補助灯火を担当者が持込み、取り付けることも許される。

3-2 補助灯火として横長LED照明装置(LEDライトバー)を装着する場合、以下の各項に従うこと。

- 1) LEDライトバーを前部霧灯として使用する場合、数は2灯以下とし車両中心より左右対称であり、ヘッドライトの照明部より上にならないこと。また点灯時には車幅灯、尾灯、ナンバー灯が同時点灯すること。
- 2) LEDライトバーをヘッドライトのハイビームとして使用する場合、取り付けは2灯又は4灯とし左右対称であり、照射光線は進行方向を正射しなければならない。またロービームに切り替えた場合は消灯すること。かつ、点灯時には車幅灯、尾灯、ナンバー灯が同時点灯すること。
- 3) LEDライトバーをヘッドライトのロービームとして使用する場合、取り付けは2灯とし左右対称であり、照射光線は進行方向を正射し水平面以下でなければならない。また照明部は車体の最外側から400mm以内であること。かつ、点灯時には車幅灯、尾灯、ナンバー灯が同時点灯すること。
- 4) LEDライトバーを上記1)～3)以外の照明として使用する場合、取り付けは左右対称に2灯とし、照明部の内端は600mm以上の間隔があること。また灯火の色は白色とし照度は1440カンデラ以下であること。
- 5) 上記1)～4)いずれの場合も、点灯の為の配線は車体外部に露出してはならず、緩衝性のない鋭角を持つ取り付け具は使用出来ない。

3-3 上記LEDライトバーを含め補助灯火を使用する場合は、JAF国内競技規則書2019第2編ラリー車両規定に従うこと。

以上